

## 第5章 みどりと景観計画の推進のための施策、アクションプラン

### 1. 施策

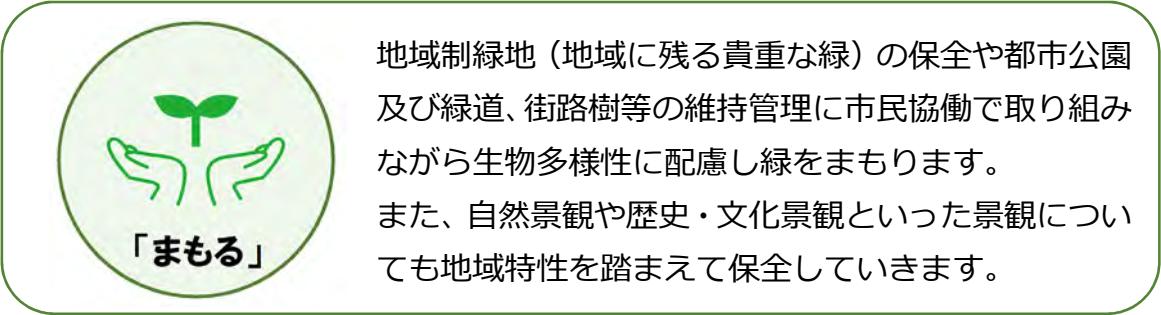
#### (1) 施策の体系

基本理念、基本目標からの施策の体系について、以下に示します。

表 施策の体系表

基本理念	
<b>～みよし市の目指す景観のために～ みよしらしい水と緑の豊かさを守り、育み、楽しむ</b>	
基本目標	施策
<b>「まもる」</b>  地域制緑地（地域に残る貴重な緑）の保全や都市公園及び緑道、街路樹等の維持管理に市民協働で取り組みながら生物多様性に配慮し緑をまもります。 また、自然景観や歴史・文化景観といった景観についても地域特性を踏まえて保全していきます。	① 里山・樹林地の保全 ② 河川やため池の保全、水質浄化 ③ 田園・果樹園等の農地の保全、有効活用 ④ 都市景観の保全・整備の推進 ⑤ 都市公園及び都市緑地の維持管理
<b>「つくる・つなぐ」</b>  都市公園や緑道等の施設緑地や街路樹等の道路植栽の整備や改修により連続する緑をつくり、緑のネットワークを形成するように緑をつないでいきます。	⑥ 都市公園及び都市緑地の整備 ⑦ 親水空間の整備 ⑧ 緑のネットワークの充実
<b>「ふやす」</b>  公共空間とともに民有地における緑化の推進やこれらの取組の規制により、豊かで快適な暮らしに有効なグリーンインフラに資する新たな緑をふやします。	⑨ 公共施設の緑化の推進 ⑩ 住宅地の緑化の推進 ⑪ 工場、事務所等の緑化の推進
<b>「はぐくむ」</b>  市民・活動団体・事業者・行政それぞれが緑に関する理解を深め、さらに関心を高めて、緑化や維持管理・運営等の活動により人のつながりや緑をはぐくみます。 また、市街地等における生活景観についても協働の取組を行なながら、愛着や誇りの持てる身近な景観をはぐくんでいきます。	⑫ 環境学習の推進 ⑬ 市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり ⑭ 緑・景観に関する効果的な情報の発信

### (2) 施策の内容



#### ①里山・樹林地の保全

北部地域等に見られる里山（斜面林）は、本市におけるまとまりのある樹林地となっているうえ、市街地や集落に面する身近な緑地であり、緑豊かな良好な景観を形成する地域の大切な緑地です。そのため、これらの市街地に面する緑地等においては、土地所有者等の理解と協力を得ながら継続して保全に配慮していきます。また、希少な動植物が生息・生育している樹林地や里山等は、それらが生息・生育できる環境を一体的に保全するよう、市民、事業者及びN P O 団体等と協働した取組を進めます。



#### ②河川やため池の保全、水質浄化

境川をはじめ、砂後川等の河川、本市のシンボルとなっている三好池や保田ヶ池、細口池等のため池は、水辺空間として保全するとともに動植物の生息・生育に配慮した環境整備を検討します。希少な動植物が生息・生育している境川の河川敷、三好池周辺等は、それらが生息・生育できる環境を一体的に保全します。また、河川やため池について、水質浄化を進めるとともに周辺の樹林地や農地の保全を推進し、本市らしい水と緑の風景を保全します。



### ③田園・果樹園等の農地の保全、有効活用

農地は、原則として農地として保全していきますが、やむを得ず農地としての維持が困難となった場合は、農業体験を希望する市民やボランティア等の団体と結びつけるように努めます。また、食育や環境教育の場としての活用等、農を通じたコミュニティの形成についても取り組みます。



### ④都市景観の保全・整備の推進

市内に広がる眺望景観や歴史・文化景観といった都市景観について保全・整備を推進するとともに、建築物及び工作物等の規制や屋外広告物の規制を適切に行い、周囲と調和のとれたまちなみの形成に努めます。また、「景観重要樹木」としての指定・維持管理について検討し、将来的な保全・継承に努めます。

### ⑤都市公園及び都市緑地の維持管理

公園の更新・長寿命化によりストック効果を高めることや三好ヶ丘駅周辺や黒笹駅周辺、東名三好 I C周辺といった都市緑地の維持・向上に取り組みます。



都市公園や緑道等の施設緑地や街路樹等の道路植栽の整備や改修により連続する緑をつくり、緑のネットワークを形成するように緑をつないでいきます。

### ⑥都市公園及び都市緑地の整備

都市公園及び都市緑地について、地域ニーズを把握したうえでリノベーションに取り組むとともに、都市計画決定済みの未整備公園については早期に整備を進めます。また、利用者のニーズは、ワークショップやアンケート調査等を行い把握に努めます。

### ⑦親水空間の整備

境川や砂後川等の河川、三好池や保田ヶ池、細口池等のため池は、親水空間の整備に取り組みます。

### ⑧緑のネットワークの充実

緑道や街路樹といった施設について、今あるものを適正に維持管理することや整備により、緑のネットワークを充実させることを検討します。また、緑のネットワークの1つである「みよし健康の道」の活用やP R、愛知用水の上部利用に取り組みます。





公共空間とともに民有地における緑化の推進やこれらの取組の規制により、豊かで快適な暮らしに有効なグリーンインフラに資する新たな緑をふやします。

### ⑨公共施設の緑化の推進

景観まちづくりやグリーンインフラの実現に向けて、市役所をはじめとする市内の公共施設の緑化を推進します。

### ⑩住宅地の緑化の推進

市民の緑にふれあう機会の充実を図り、緑化に対する理解と協力を得られるように取り組みながら住宅地の緑化を推進します。

### ⑪工場、事務所等の緑化の推進

行政、市民だけでなく、事業者等にも緑化の推進に向けた協力を求め、工場、事務所等の緑化を推進します。





市民・活動団体・事業者・行政それが緑に関する理解を深め、さらに関心を高めて、緑化や維持管理・運営等の活動により人のつながりや緑をはぐくみます。  
また、市街地等における生活景観についても協働の取組を行いながら、愛着や誇りの持てる身近な景観をはぐくんでいきます。

### ⑫環境学習の推進

子どもの頃から環境に対して関心を持ち理解を深めることができる取組を検討するとともに、環境学習を体験できる機会を創出することで環境学習の推進に取り組みます。



### ⑬市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり

市民参加による緑と景観まちづくりの推進に向けて、行政より緑・景観に対する考え方を伝える機会の創出や仕組みづくりに取り組みます。

### ⑭緑・景観に関する効果的な情報の発信

広報紙やホームページ、SNS等の多様な媒体を活用して、効果的な緑・景観づくりの情報発信に取り組みます。

## 2. アクションプラン

### (1) アクションプランの体系

施策からのアクションプランの体系について、以下に示します。

基本目標	施 策	施策の内容	アクションプランの取組	景観影響
「まもる」	①里山・樹林地の保全	北部地域等に見られる里山（斜面林）は、本市におけるまとまりのある樹林地となっているうえ、市街地や集落に面する身近な緑地であり、緑豊かな良好な景観を形成する地域の大切な緑地です。そのため、これらの市街地に面する緑地等においては、土地所有者等の理解と協力を得ながら継続して保全に配慮していきます。 また、希少な動植物が生息・生育している樹林地や里山等は、それらが生息・生育できる環境を一体的に保全するよう、市民、事業者及びN P O団体等と協働した取組を進めます。	①-1 まちづくり土地利用条例に基づく自然保全区域内での開発行為の制限 ①-2 公園緑地保全基金の活用 ①-3 里山・樹林地の維持管理体制づくりの推進 ①-4 みよし市緑化指定地区制度の活用 ①-5 「あいち森と緑づくり税」の活用 ①-6 希少種の調査	
	②河川やため池の保全、水質浄化	境川をはじめ、砂後川等の河川、本市のシンボルとなっている三好池や保田ヶ池、細口池等のため池は、水辺空間として保全するとともに動植物の生息・生育に配慮した環境整備を検討します。希少な動植物が生息・生育している境川の河川敷、三好池周辺等は、それらが生息・生育できる環境を一体的に保全します。また、河川やため池について、水質浄化を進めるとともに周辺の樹林地や農地の保全を推進し、本市らしい水と緑の風景を保全します。	②-1 豊かな水辺空間と自然護岸への改修 ②-2 河川の水質検査の実施と水質の改善 ②-3 市民や事業者参加による水辺環境の維持 ②-4 流域自治体との河川のネットワークづくり	●
	③田園・果樹園等の農地の保全、有効活用	農地は、原則として農地として保全していきますが、やむを得ず農地としての維持が困難となった場合は、農業体験を希望する市民やボランティア等の団体と結びつけるように努めます。 また、食育や環境教育の場としての活用等、農を通じたコミュニティの形成についても取り組みます。	③-1 農地の魅力を伝える機会の創出とP R ③-2 農業を通じた環境学習・食育教育の推進 ③-3 「さんさんの郷」における農業支援の実施 ③-4 計画的な農地の保全 ③-5 生産緑地の保全・活用の推進 ③-6 遊休農地の解消策の実行 ③-7 遊休農地の一時的な活用	●
	④都市景観の保全・整備の推進	市内に広がる眺望景観や歴史・文化景観といった都市景観について保全・整備を推進するとともに、建築物及び工作物等の規制や屋外広告物の規制を適切に行い、周囲と調和のとれたまちなみの形成に努めます。 また、「景観重要樹木」としての指定・維持管理について検討し、将来的な保全・継承に努めます。	④-1 景観重要樹木の指定・維持管理の実施 ④-2 眺望景観の保全・整備 ④-3 歴史・文化景観の維持・保全 ④-4 屋外広告物の規制	●
	⑤都市公園及び都市緑地の維持管理	公園の更新・長寿命化によりストック効果を高めることや三好ヶ丘駅周辺や黒笹駅周辺、東名三好 I C周辺といった都市緑地の維持・向上に取り組みます。	⑤-1 公園の更新・長寿命化 ⑤-2 三好ヶ丘駅周辺と黒笹駅周辺の緑地の維持管理の実施 ⑤-3 東名三好 I C周辺の緑化と維持管理の実施	●
「つくる・つなぐ」	⑥都市公園及び都市緑地の整備	都市公園及び都市緑地について、地域ニーズを把握したうえでリノベーションに取り組むとともに、都市計画決定済みの未整備公園については早期に整備を進めます。また、利用者のニーズは、ワークショップやアンケート調査等を行い把握に努めます。	⑥-1 公園整備における利用者ニーズの把握 ⑥-2 未整備公園の整備促進 ⑥-3 既存公園等のリノベーションの実施 ⑥-4 民間活力の導入に関する調査の実施	
	⑦親水空間の整備	境川や砂後川等の河川、三好池や保田ヶ池、細口池等のため池は、親水空間の整備に取り組みます。	⑦-1 市民参加による魅力ある親水空間づくり	●
	⑧緑のネットワークの充実	緑道や街路樹といった施設について、今あるものを適正に維持管理することや整備により、緑のネットワークを充実させることを検討します。 また、緑のネットワークの1つである「みよし健康の道」の活用やP R、愛知用水の上部利用に取り組みます。	⑧-1 まちなみ景観に資する街路樹の整備と健全な維持管理の推進 ⑧-2 みよし健康の道の活用とP R ⑧-3 愛知用水の上部利用	●
「ふやす」	⑨公共施設の緑化の推進	景観まちづくりやグリーンインフラの実現に向けて、市役所をはじめとする市内の公共施設の緑化を推進します。	⑨-1 公共施設の緑化の推進	
	⑩住宅地の緑化の推進	市民の緑にふれあう機会の充実を図り、緑化に対する理解と協力を得られるように取り組みながら住宅地の緑化を推進します。	⑩-1 記念樹やポット苗等の配布 ⑩-2 緑化に関する助成の拡充 ⑩-3 緑に関するコンテストの実施	●
	⑪工場、事務所等の緑化の推進	行政、市民だけでなく、事業者等にも緑化の推進に向けた協力を求め、工場、事務所等の緑化を推進します。	⑪-1 工場緑化の推進	●
「はぐくむ」	⑫環境学習の推進	子どもの頃から環境に対して関心を持ち理解を深めることができる取組を検討するとともに、環境学習を体験できる機会を創出することで環境学習の推進に取り組みます。	⑫-1 環境学習体験の推進・場所づくりの検討	
	⑬市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり	市民参加による緑と景観まちづくりの推進に向けて、行政より緑・景観に対する考え方を伝える機会の創出や仕組みづくりに取り組みます。	⑬-1 市民参加による公園の管理・運営の推進方策の検討 ⑬-2 緑・景観に関する講座の開催 ⑬-3 里山活動組織による維持管理の実施 ⑬-4 みよし市景観百選の充実・P R	●
	⑭緑・景観に関する効果的な情報の発信	広報紙やホームページ、S N S等の多様な媒体を活用して、効果的な緑・景観づくりの情報発信に取り組みます。	⑭-1 広報紙やホームページ、S N Sの活用と掲載情報の充実	●

### (2) アクションプランの内容

#### 1) 「まもる」に関するアクションプラン

##### ①里山・樹林地の保全



###### ①-1 まちづくり土地利用条例に基づく自然保全区域内での開発行為の制限

土地の区画形質の変更や建築物の建築、また、土地の利用目的の変更を行う時等には、開発事業の手続きや特定開発事業の基準等を定めた「まちづくり土地利用条例<sup>※1</sup>」に基づいて、自然保全区域<sup>※2</sup>内の開発に関する一定の行為を制限します。

###### ①-2 公園緑地保全基金の活用

公園緑地保全基金<sup>※3</sup>により、公園機能の充実や緑地の保全を図ります。

###### ①-3 里山・樹林地の維持管理体制づくりの推進

市民緑地<sup>※4</sup>や管理協定<sup>※5</sup>等を活用して、市民、事業者及びNPO団体等の参加による里山や樹林地の維持管理体制づくりを推進し、保全する場所の特性に応じて活動を支援します。

###### ①-4 みよし市緑化指定地区制度の活用

みよし市緑化指定地区制度<sup>※6</sup>により、鎮守の森<sup>※7</sup>等の樹林地や里山の活用と保全を図るために、維持管理の頻度や活動計画に応じた助成制度を活用していきます。



みよし市緑化指定地区制度



鎮守の森 (筋生神社)

※1 まちづくり土地利用条例：まちづくりの基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、まちづくり基本計画の策定、開発事業の基準及び開発事業の手続きを定め、みよし市総合計画に掲げるまちづくり像の実現に寄与することを目的に制定された条例。

※2 自然保全区域：良好な自然環境の整備または保全を目的とした土地利用の用途に供する区域。

※3 公園緑地保全基金：公園緑地用地の保全・取得に備える基金。

※4 市民緑地：都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設。

※5 管理協定：特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体等が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。

※6 みよし市緑化指定地区制度：市が緑化の維持のために指定する地区制度。

※7 鎮守の森：神社の参道や拝殿等を取り囲むようにしてある森。

### ①-5 「あいち森と緑づくり税」の活用

愛知県が行っている「あいち森と緑づくり税<sup>※1</sup>」を積極的に活用して、公園や緑地、地域森林計画対象民有林等を対象に、里山林の保全・活用や都市の緑の保全・創出に取り組みます。

### ①-6 希少種の調査

里山や樹林地における動植物の生息・生育状況の観察や、河川等に絶滅危惧種等の希少な水生生物が生息していないかを観察します。調査、観察した結果はホームページ等で周知することで市民の環境保全の意識の高揚を図ります。



池と隣接する樹林（保田ヶ池公園）



谷戸<sup>※2</sup>の全景（長田池下流）

※1 あいち森と緑づくり税：愛知県の「森と緑」を県民共有の財産として健全な状態で将来に引き継ぐため、平成21(2009)年4月から導入された税。

※2 谷戸：台地や丘陵地が雨水や湧水等の浸食によって複雑に刻み込まれた谷状の地形をいい、雑木林や水田等がある谷戸の環境は、多様な生物が生息する地域。

### ②河川やため池の保全、水質浄化



#### ②-1 豊かな水辺空間と自然護岸への改修

多自然型工法<sup>※1</sup>やあいくる材<sup>※2</sup>等の環境に配慮した製品や環境にやさしい工法・新技術等を活用し、境川や砂後川等の水辺を多くの生物が住む豊かな水辺環境として保全・復元するため、河川の改修を進めます。

#### ②-2 河川の水質検査の実施と水質の改善

境川をはじめとする市内の河川の水質については、水質検査を継続的に実施して状況を把握するとともに、必要に応じて水質の改善を図ります。

#### ②-3 市民や事業者参加による水辺環境の維持

河川に繁茂する特定外来生物<sup>※3</sup>であるオオキンケイギクの駆除等の取組を市民や地元企業と協力して実施することで、水辺環境の維持に努めます。



自然観察会（三好公園）



オオキンケイギク駆除活動（砂後川）

資料：みよし市HP

資料：みよし市HP

※1 多自然型工法：自然景観づくりと治水を両立させた多自然型河川への工法。

※2 あいくる材：不要物として廃棄されていたものを再生資源（原材料）として使用したリサイクル資材。

※3 特定外来生物：生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。

### ②-4 流域自治体との河川のネットワークづくり

複数の自治体にまたがって流れる境川については、県や流域自治体との連携を図りながら河川環境を保全し、良好な緑のネットワークづくりを推進します。



境川（源流部）



境川（中流部）

### ③田園・果樹園等の農地の保全、有効活用



#### ③-1 農地の魅力を伝える機会の創出とPR

緑と花のセンター「さんさんの郷」のふれあい農園や産業フェスタ等の農業とふれあえる機会を継続的に開催し、市民に農地の持つ機能や役割、農地の魅力等を伝えるようにするとともに、広報紙やホームページ、SNS等を活用して農地の魅力をPRします。



「さんさんの郷」のふれあい農園



産業フェスタ

資料：みよし市HP

#### ③-2 農業を通じた環境学習・食育教育の推進

小学生や園児が総合学習を通じて、地元農家やNPOが管理する水田や田んぼビオトープを活用し、田植えや稲刈り等、生き物に触れ合うことで、農業を通じた環境学習・食育教育を推進します。また、さんさんの郷における学習農園の活用に努めます。



NPOが管理する田んぼビオトープ



稲刈り（三吉小学校）

資料：みよし市HP

### ③-3 「さんさんの郷」における農業支援の実施

「さんさんの郷」において、新規就農希望者への営農指導をはじめ、営農相談や農業用機械の有効活用等を通して既存営農者や新規就農者を支援し、耕作放棄地の削減に努めます。



### ③-4 計画的な農地の保全

農用地区域の農地転用を制限するとともに、地域計画（令和6(2024)年度末策定予定）に基づき、農業施策を計画的かつ集中的に実施し、農地を保全していきます。



### ③-5 生産緑地の保全・活用の推進

生産緑地は、市街地内の貴重な緑地であり、オープンスペースとなる農地として計画的に保全し適正に維持することで、良好な都市環境の形成を図ります。

### ③-6 遊休農地の解消策の実行

遊休農地は、担い手となる農家への斡旋や農業体験を希望する市民のための市民農園としての再生利用等を農業委員会と協働して推進し、遊休農地の解消に取り組んでいきます。

### ③-7 遊休農地の一時的な活用

遊休農地は、地域特性に応じた適切な景観作物により、一時的に緑化する等の活用を検討します。

## ④都市景観の保全・整備の推進



### ④-1 景観重要樹木の指定・維持管理の実施

良好な景観形成に重要な樹木について、景観重要樹木の指定を検討し、最適な維持管理を行います。

### ④-2 眺望景観の保全・整備

三好丘緑地の浮雲の桟橋（展望台）や三好丘桜公園の展望台のような眺望景観を楽しめる視点場となる施設の整備等を検討します。



浮雲の桟橋（展望台）



三好丘桜公園の展望台

### ④-3 歴史・文化景観の維持・保全

歴史・文化景観として、市指定文化財やそれらと一体的に形成される良好な緑の維持・保全に努めます。また、三好八幡社秋の大祭、三好稻荷閣夏季大祭奉納行事（三好大提灯まつり）、三好池まつり等の心象的な祭りの維持・継承に努めます。



三好八幡社秋の大祭



三好稲荷閣夏季大祭奉納行事（三好大提灯まつり）

### ④-4 屋外広告物の規制

景観ガイドライン<sup>※1</sup>や愛知県屋外広告物条例<sup>※2</sup>に基づき、無秩序な看板・広告で街路等の景観が損なわれないよう、屋外広告物の適切な規制を行います。

※1 景観ガイドライン：届出対象行為を行う市民、事業者、設計者の方々に、景観形成基準の内容をより深く理解していただくためのガイドライン。

※2 愛知県屋外広告物条例：良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の設置についての規制、屋外広告業の登録制度を設けている条例。

### ⑤都市公園及び都市緑地の維持管理



#### ⑤-1 公園の更新・長寿命化

公園施設の更新においては長寿命化に寄与する公園施設の導入を図る等、公園の長寿命化を図ります。

#### ⑤-2 三好ヶ丘駅周辺と黒笹駅周辺の緑地の維持管理の実施

鉄道からの玄関口である三好ヶ丘駅及び黒笹駅では、駅前広場における交通島の植栽や、歩道部の樹木といった緑地を適切に維持するため、定期的な維持管理を行います。



三好ヶ丘駅



黒笹駅

#### ⑤-3 東名三好 IC周辺の緑化と維持管理の実施

広域道路網からの玄関口である東名三好 IC周辺では、緑豊かなまちのイメージを高めるため、新規の緑化及び既存のケヤキ並木の健全な維持管理を行います。



東名三好 IC周辺の緑化状況

### 2) 「つくる・つなぐ」に関するアクションプラン

#### ⑥都市公園及び都市緑地の整備



##### ⑥-1 公園整備における利用者ニーズの把握

市民に愛着を持たれる公園づくりを進めていくためには、利用者である市民ニーズの把握に努めていくとともに、未整備公園の整備や既存公園のリノベーション等の整備においては、対象地域における住民ワークショップやアンケート調査等を行い、市民ニーズを把握して行います。

##### ⑥-2 未整備公園の整備促進

都市計画決定済みで未整備の公園は、公園緑地保全基金の活用や借地公園とする等、公園用地の早期取得を優先的に進めて早期に公園として整備します。

##### ⑥-3 既存公園等のリノベーションの実施

地域の緑の景観を良好なものとするとともに、利便性や快適性・安全性を高めるため、既存公園等のリノベーションを実施します。

##### ⑥-4 民間活力の導入に関する調査の実施

既存の公園等において、キッチンカー等を活用した賑わいの創出等の身近な取組を実施します。また、既存の公園等のオープンスペースを活用した民間活力の導入可能性について、調査を行います。

#### ⑦親水空間の整備



##### ⑦-1 市民参加による魅力ある親水空間づくり

市民が参加するワークショップ等の取組により、市民に愛着を持たれる親水空間づくりを進めます。

### ⑧緑のネットワークの充実



#### ⑧-1 まちなか景観に資する街路樹の整備と健全な維持管理の推進

まちなか景観の向上に有効であり、災害時の延焼防止や避難路の確保、野鳥等の生き物の生息空間となる街路樹については、都市計画道路を中心とした主要幹線道路への整備を推進します。

また、街路樹を健全な状態で維持していくため、既存の街路樹も含めて剪定管理を行うことで、居心地がよく歩きたくなる空間づくりを目指します。

#### ⑧-2 みよし健康の道の活用とPR

みよし健康の道の活用に向けて、案内や距離表示のサインを充実し、市民の利用向上に向けてPRします。



みよし健康の道

#### ⑧-3 愛知用水の上部利用

愛知用水の上部を利用した緑道を延伸させ、歩きたくなる水辺に親しめる環境としての空間づくりに努めます。

### 3) 「ふやす」に関するアクションプラン

#### ⑨公共施設の緑化の推進



##### ⑨-1 公共施設の緑化の推進

みどりと景観まちづくりを先導的に進めるため、市役所の庁舎をはじめ公共施設の緑化（壁面緑化等）を推進します。



資料：みよし市HP

#### ⑩住宅地の緑化の推進



##### ⑩-1 記念樹やポット苗等の配布

住宅地における緑化を推進するため、記念樹の配布のほかに、ポット苗等を緑に関するイベントに合わせて市民に配布し、緑化に関する意識を高めていきます。

##### ⑩-2 緑化に関する助成の拡充

緑にふれあう機会の充実を図り、緑化に対する理解と協力を促進するため、緑化に関する助成の拡充を検討します。

##### ⑩-3 緑に関するコンテストの実施

緑のカーテンコンテスト等を実施し、温暖化対策にも貢献しながら、質の高い緑化・景観を目指します。



資料：みよし市HP

### ⑪工場、事務所等の緑化の推進



#### ⑪-1 工場緑化の推進

工場等の開発においては、工場立地法に基づき、開発行為等における緑化指導によって敷地面積に対して20%以上の緑化を求ることで、工場緑化を推進します。



#### 4) 「はぐくむ」に関するアクションプラン

##### ⑫環境学習の推進



###### ⑫-1 環境学習体験の推進・場所づくりの検討

教科指導（特に社会科、理科、保健体育科、技術・家庭科）、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等を通して、身近な環境問題に対する関心を高め、理解を深めるとともに、持続可能な社会の構築に役割を果たす意識を醸成できるように環境学習を推進します。

また、河川やため池の豊かな自然環境の大切さを学習するため、親子で参加できる自然観察会といった環境学習体験を開催し、その場所づくりを検討します。



自然観察会（保田ヶ池公園）

資料：みよし市HP

### ⑬市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり



#### ⑬-1 市民参加による公園の管理・運営の推進方策の検討

公園の日常的な維持管理及び利活用について、利用者である地域住民の理解と協力を得て地域に根ざした愛着を持たれる公園づくりを推進します。N P Oへの委託や公園愛護会<sup>※1</sup>の設立等、市民が楽しみながら参加できる公園の管理・運営を検討します。

#### ⑬-2 緑・景観に関する講座の開催

ガーデニング等、緑に関する講座を継続的に通年で開催します。

#### ⑬-3 里山活動組織による維持管理の実施

里山における定期的な間伐や下草刈り等、継続的な維持管理活動を行う市民組織や人づくりを進め、里山活動組織による維持管理を実施します。

#### ⑬-4 みよし市景観百選の充実・PR

今ある「みよし市景観百選<sup>※2</sup>」に新たにビューポイントの項目を増やしたり、個人のこだわりの景観や行政区単位で大切にされている景観についても募集する等して内容面の充実を図るとともに、広報紙やホームページ、S N SでPRを検討していきます。



### ⑭緑・景観に関する効果的な情報の発信



#### ⑭-1 広報紙やホームページ、S N Sの活用と掲載情報の充実

広報紙やホームページ、S N Sを積極的に活用して、緑・景観づくりに関する情報を継続的に幅広く、市民や事業者に対して提供していきます。また、提供する内容の充実を図り、緑化に関する意識の啓発を図ります。

※1 公園愛護会：公園の清掃や除草等を行う地域のボランティア団体。

※2 みよし市景観百選：みよし市内の景観を対象に「みよしらしい景観」を募集し、作成されたもの。

### (3) アクションプランの目標値、実施期間

アクションプランの取組を推進するにあたり、アクションプランの目標値と実施期間を示します。

なお実施期間については、令和6(2024)年から令和10(2028)年を前半、令和11(2029)年から令和15(2033)年を後半と考え、実施内容を示します。

基本目標	施 策	景観影響	アクションプラン	アクションプランの取組内容	目標値	実施期間	
						R6～R10	R11～R15
①里山・樹林地の保全	●	①-1 まちづくり土地利用条例に基づく自然保全区域内での開発行為の制限	土地の区画形質の変更や建築物の建築、また、土地の利用目的の変更を行う時等には、開発事業の手続きや特定開発事業の基準等を定めた「まちづくり土地利用条例」に基づいて、自然保全区域内の開発に関する一定の行為を制限します。	—	◎	◎	
		①-2 公園緑地保全基金の活用	公園緑地保全基金により、公園機能の充実や緑地の保全を図ります。	—	◎	◎	
		①-3 里山・樹林地の維持管理体制づくりの推進	市民緑地や管理協定等を活用して、市民、事業者及びN P O団体等の参加による里山や樹林地の維持管理体制づくりを推進し、保全する場所の特性に応じて活動を支援します。	—	◎	■	
	●	①-4 みよし市緑化指定地区制度の活用	みよし市緑化指定地区制度により、鎮守の森等の樹林地や里山の活用と保全を図るため、維持管理の頻度や活動計画に応じた助成制度を活用していきます。	—	◎	◎	
	●	①-5 「あいち森と緑づくり税」の活用	愛知県が行っている「あいち森と緑づくり税」を積極的に活用して、公園や緑地、地域森林計画対象民有林等を対象に、里山林の保全・活用や都市の緑の保全・創出に取り組みます。	—	◎	◎	
		①-6 希少種の調査	里山や樹林地における動植物の生息・生育状況の観察や、河川等に絶滅危惧種等の希少な水生生物が生息していないかを観察します。調査、観察した結果はホームページ等で周知することで市民の環境保全の意識の高揚を図ります。	—	◎	◎	
②河川やため池の保全、水質浄化		②-1 豊かな水辺空間と自然護岸への改修	多自然型工法やあいくる材等の環境に配慮した製品や環境にやさしい工法・新技術等を活用し、境川や砂後川等の水辺を多くの生物が住む豊かな水辺環境として保全・復元するため、河川の改修を進めます。	—	◎	◎	
●	②-2 河川の水質検査の実施と水質の改善	境川をはじめとする市内の河川の水質については、水質検査を継続的に実施して状況を把握するとともに、必要に応じて水質の改善を図ります。	—	◎	◎		
	②-3 市民や事業者参加による水辺環境の維持	河川に繁茂する特定外来生物であるオオキンケイギクの駆除等の取組を市民や地元企業と協力して実施することで、水辺環境の維持に努めます。	—	◎	◎		
	②-4 流域自治体との河川のネットワークづくり	複数の自治体にまたがって流れる境川については、県や流域自治体との連携を図りながら河川環境を保全し、良好な緑のネットワークづくりを推進します。	—	◎	◎		
「まもる」	●	③-1 農地の魅力を伝える機会の創出とPR	緑と花のセンター「さんさんの郷」のふれあい農園や産業フェスタ等の農業とふれあえる機会を継続的に開催し、市民に農地の持つ機能や役割、農地の魅力等を伝えるようにするとともに、広報紙やホームページ、S N S等を活用して農地の魅力をPRします。	—	◎	◎	
		③-2 農業を通じた環境学習・食育教育の推進	小学生や園児が総合学習を通じて、地元農家やN P Oが管理する水田や田んぼピオトープを活用し、田植えや稻刈り等、生き物に触れ合うことで、農業を通じた環境学習・食育教育を推進します。また、さんさんの郷における学習農園の活用に努めます。	実施箇所数：19箇所 小学校8校 保育園10園、さんさんの郷	◎	◎	
		③-3 「さんさんの郷」における農業支援の実施	「さんさんの郷」において、新規就農希望者への営農指導をはじめ、営農相談や農業用機械の有効活用等を通して既存営農者や新規就農者を支援し、耕作放棄地の削減に努めます。	—	◎	◎	
		③-4 計画的な農地の保全	農用地区域の農地転用を制限するとともに、地域計画（令和6(2024)年度末策定予定）に基づき、農業施策を計画的かつ集中的に実施し、農地を保全していきます。	—	◎	◎	
		③-5 生産緑地の保全・活用の推進	生産緑地は、市街地内の貴重な緑地であり、オープンスペースとなる農地として計画的に保全し適正に維持することで、良好な都市環境の形成を図ります。	—	◎	◎	
		③-6 遊休農地の解消策の実行	遊休農地は、担い手となる農家への斡旋や農業体験を希望する市民のための市民農園としての再生利用等を農業委員会と協働して推進し、遊休農地の解消に取り組んでいきます。	28,900m <sup>2</sup> 令和4年度末 遊休農地面積	◎	◎	
		③-7 遊休農地の一時的な活用	遊休農地は、地域特性に応じた適切な景観作物により、一時的に緑化する等の活用を検討します。	—	◎	◎	
④都市景観の保全・整備の推進	●	④-1 景観重要樹木の指定・維持管理の実施	良好な景観形成に重要な樹木について、景観重要樹木の指定を検討し、最適な維持管理を行います。	—	◎	◎	
	●	④-2 眺望景観の保全・整備	三好丘緑地の浮雲の桟橋（展望台）や三好丘桜公園の展望台のような眺望景観を楽しめる視点場となる施設の整備等を検討します。	1箇所	○	◎	
	●	④-3 歴史・文化景観の維持・保全	歴史・文化景観として、市指定文化財やそれらと一体的に形成される良好な緑の維持・保全に努めます。また、三好八幡社秋の大祭、三好福荷閣夏季大祭奉納行事（三好大提灯まつり）、三好池まつり等の心象的な祭りの維持・継承に努めます。	—	◎	◎	
	●	④-4 屋外広告物の規制	景観ガイドラインや愛知県屋外広告物条例に基づき、無秩序な看板・広告で街路等の景観が損なわれないよう、屋外広告物の適切な規制を行います。	—	◎	◎	
⑤都市公園及び都市緑地の維持管理	●	⑤-1 公園の更新・長寿命化	公園施設の更新においては長寿命化に寄与する公園施設の導入を図る等、公園の長寿命化を図ります。	—	◎	◎	
	●	⑤-2 三好ヶ丘駅周辺と黒笹駅周辺の緑地の維持管理の実施	鉄道からの玄関口である三好ヶ丘駅及び黒笹駅では、駅前広場における交通島の植栽や、歩道部の樹木といった緑地を適切に維持するため、定期的な維持管理を行います。	—	◎	◎	
	●	⑤-3 東名三好IC周辺の緑化と維持管理の実施	広域道路網からの玄関口である東名三好IC周辺では、緑豊かなまちのイメージを高めるため、新規の緑化及び既存のケヤキ並木の健全な維持管理を行います。	—	◎	◎	

実施内容の凡例	
○	事業着手
○	事業継続
■	事業充実



基本目標	施 策	景観影響	アクションプラン	アクションプランの取組内容	目標値	実施期間	
						R6～R10	R11～R15
「つくる・つなぐ」	⑥都市公園及び都市緑地の整備	⑥-1 公園整備における利用者ニーズの把握	市民に愛着を持たれる公園づくりを進めていくためには、利用者である市民ニーズの把握に努めていくとともに、未整備公園の整備や既存公園のリノベーション等の整備においては、対象地域における住民ワークショップやアンケート調査等を行い、市民ニーズを把握して行います。	一	■	■	
		⑥-2 未整備公園の整備促進	都市計画決定済みで未整備の公園は、公園緑地保全基金の活用や借地公園とする等、公園用地の早期取得を優先的に進めて早期に公園として整備します。	1箇所	◎	◎	
		● ⑥-3 既存公園等のリノベーションの実施	地域の緑の景観を良好なものとするとともに、利便性や快適性・安全性を高めるため、既存公園等のリノベーションを実施します。	一	◎	■	
		⑥-4 民間活力の導入に関する調査の実施	既存の公園等において、キッチンカー等を活用した賑わいの創出等の身近な取組を実施します。また、既存の公園等のオープンベースを活用した民間活力の導入可能性について、調査を行います。	一	○	■	
	⑦親水空間の整備	⑦-1 市民参加による魅力ある親水空間づくり	市民が参加するワークショップ等の取組により、市民に愛着を持たれる親水空間づくりを進めます。	一	◎	◎	
	⑧緑のネットワークの充実	● ⑧-1 まちなか景観に資する街路樹の整備と健全な維持管理の推進	まちなか景観の向上に有効であり、災害時の延焼防止や避難路の確保、野鳥等の生き物の生息空間となる街路樹については、都市計画道路を中心とした主要幹線道路への整備を推進します。また、街路樹を健全な状態で維持していくため、既存の街路樹も含めて剪定管理を行うことで、居心地がよく歩きたくなる空間づくりを目指します。	一	◎	◎	
		⑧-2 みよし健康の道の活用とPR	みよし健康の道の活用に向けて、案内や距離表示のサインを充実し、市民の利用向上に向けてPRします。	一	◎	◎	
		⑧-3 愛知用水の上部利用	愛知用水の上部を利用した緑道を延伸させ、歩きたくなる水辺に親しめる環境としての空間づくりに努めます。	一	■	◎	
「ふやす」	⑨公共施設の緑化の推進	● ⑨-1 公共施設の緑化の推進	みどりと景観まちづくりを先導的に進めるため、市役所の庁舎をはじめ公共施設の緑化（壁面緑化等）を推進します。	一	◎	◎	
	⑩住宅地の緑化の推進	⑩-1 記念樹やポット苗等の配布	住宅地における緑化を推進するため、記念樹の配布のほかに、ポット苗等を緑に関するイベントに合わせて市民に配布し、緑化に関する意識を高めています。	25,000ポット	◎	◎	
		⑩-2 緑化に関する助成の拡充	緑にふれあう機会の充実を図り、緑化に対する理解と協力を促進するため、緑化に関する助成の拡充を検討します。	一	◎	◎	
		● ⑩-3 緑に関するコンテストの実施	緑のカーテンコンテスト等を実施し、温暖化対策にも貢献しながら、質の高い緑化・景観を目指します。	一	◎	◎	
「はぐくむ」	⑪工場、事務所等の緑化の推進	● ⑪-1 工場緑化の推進	工場等の開発においては、工場立地法に基づき、開発行為等における緑化指導によって敷地面積に対して20%以上の緑化を求ることで、工場緑化を推進します。	一	◎	◎	
	⑫環境学習の推進	⑫-1 環境学習体験の推進・場所づくりの検討	教科指導（特に社会科、理科、保健体育科、技術・家庭科）、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等を通して、身近な環境問題に対する関心を高め、理解を深めるとともに、持続可能な社会の構築に役割を果たす意識を醸成できるように環境学習を推進します。また、河川やため池の豊かな自然環境の大切さを学習するため、親子で参加できる自然観察会といった環境学習体験を開催し、その場所づくりを検討します。	回数：11回 小学校8校×年1回、生活環境課年3回	■	■	
「はぐくむ」	⑬市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり	⑬-1 市民参加による公園の管理・運営の推進方策の検討	公園の日常的な維持管理及び利活用について、利用者である地域住民の理解と協力を得て地域に根ざした愛着を持たれる公園づくりを推進します。NPOへの委託や公園愛護会の設立等、市民が楽しみながら参加できる公園の管理・運営を検討します。	一	■	■	
		● ⑬-2 緑・景観に関する講座の開催	ガーデニング等、緑に関する講座を継続的に通年で開催します。	年間6回 「春夏講座」2講座 「秋冬講座」2講座 「新春講座」2講座	◎	◎	
		⑬-3 里山活動組織による維持管理の実施	里山における定期的な間伐や下草刈り等、継続的な維持管理活動を行う市民組織や人づくりを進め、里山活動組織による維持管理を実施します。	一	■	■	
		● ⑬-4 みよし市景観百選の充実・PR	今ある「みよし市景観百選」に新たにピューポイントの項目を増やしたり、個人のこだわりの景観や行政区単位で大切にされている景観についても募集する等して内容面の充実を図るとともに、広報紙やホームページ、SNSでPRを検討していきます。	一	■	■	
⑭緑・景観に関する効果的な情報の発信	⑭-1 広報紙やホームページ、SNSの活用と掲載情報の充実	広報紙やホームページ、SNSを積極的に活用して、緑・景観づくりに関する情報を継続的に幅広く、市民や事業者に対して提供していきます。また、提供する内容の充実を図り、緑化に関する意識の啓発を図ります。	一	■	■		

※実施時期の■（事業充実）は、市民参加による取組や体制づくりといった協働によるアクションプランや情報発信といったソフト面でのアクションプラン等を主に位置づけています。

実施内容の凡例	
○	事業着手
◎	事業継続
■	事業充実